

委第4号議案

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり上尾市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月24日

上尾市議会

議長 深山 孝 様

提出者

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の
経緯に関する調査特別委員会 委員長 大室 尚

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」で実施した証人喚問において小林守利氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき、さいたま地方検察庁に告発する。

以上が、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

上尾市議会議長 深 山 孝

(2) 被告発人

小 林 守 利

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

第1 告発事実の要旨

被告発人は、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事に係る調査のため地方自治法第100条第1項に基づき、上尾市議会に設置された「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」から、関係人として、令和元年10月25日に上尾市議会に出頭して証言するよう請求を受け、宣誓を行いながら、同日同市議会第2委員会室において、新設されたフェンスブロック擁壁の積み増し分の工事代金を、株式会社美創建業が新井弘治氏に対して請求しておらず、また、同氏が積み増し分の工事代金を支払っていないことから、いずれの事実も存在するとの証言が虚偽であることを知りながら、「請求して、請求書、領収書、全て新井さんがお持ちだと思いますので、調べていただければ」と証言し、また、糟谷委員からの、既に代金のやり取りは完了しているかとの質問に対しても「はい、そのとおりでございます」、「社長が話をして、お金をいただいたと報告ありました」との自己の記憶に反

した虚偽の陳述をし、もって偽証したものである。

第2 告発に至った経緯

- (1) 令和元年上尾市議会6月定例会会期中の6月20日に行われた上尾市議会議員の一般質問で、元上尾市長新井弘治氏が所有する土地において、公費による不適切な工事が行われていたことが指摘され、上尾市長である畠山稔氏が議会において謝罪を行った。さらに、この指摘を受け、当該工事に関係していたとされる上尾市議会議員である被告発人に対して、議員辞職勧告決議案が提出されるという事態となった。
- (2) こうした事態を受け、上尾市議会は、令和元年8月9日に開催された令和元年上尾市議会第1回臨時会において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任した「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、委員会は、本件調査のため、同項の規定により被告発人を関係人として、令和元年10月25日、証人喚問を行った。
- (3) 当該工事の設計図面、検査調書及び現地調査の結果、新設されたフェンスブロック擁壁は市の当初の計画から実際には一段積み増しされ、4段から5段になっていることが明らかとなった。
- (4) 証人喚問の際、被告発人は、糟谷委員からの、積み増し分の工事について地権者である新井弘治氏に代金の請求をしたかという質問に対し、「請求して、請求書、領収書、全て新井さんがお持ちだと思いますので、調べていただければ」と証言し、糟谷委員からの、既に代金のやり取りは完了しているかとの質問に対しても「はい、そのとおりでございます」、「社長が話をしてお金をお願いしたと報告ありました」との証言を行った。
- (5) 一方で、当初の計画から一段積み増しされた工事分の請求につき、令和元年10月25日に行われた施工業者である株式会社美創建業の代表取締役小林美仁氏に対する証人喚問において、同氏は「今の段階ではしていないはずです」と証言している。
- (6) 委員会は、被告発人の証言に基づき、地方自治法第100条第1項に基づき、小林美仁氏及び新井弘治氏に対して、工事の請求書及び領収書の提出を求めた。記録の提出請求により、請求書及び領収書が提出されたが、請求書については被告発人が、領収書については新井弘治氏の息子であり上尾市議会議員である新井金作氏がそれぞれ持参した。
- (7) 提出された記録を確認したところ、請求書の日付が「令和1年3月30日」、領収書の日付が「R1年4月16日」と記載されており、元号と

日付の組み合わせとして存在しないものであった。このことについて、委員会は、仮に積み増し分の工事代金を株式会社美創建業が請求した上で領収していたのであれば、元号と日付の正しい組み合わせの請求書及び領収書が提出されるべきところであるが、存在しない元号日付の請求書及び領収書が提出されたことから、積み増し分の工事代金は支払われていなかったものであって、調査を通して提出された請求書と領収書は被告発人の証言に沿うように、記録提出請求を受けてから作成されたものであると結論づけた。

以上の各事実に鑑みれば、被告発人は、自らの虚偽の証言に合わせるように記録の改ざんを行い、または他の者に行わせて提出したと考えざるを得ない。

(8) よって、前記告発の事実記載のとおり、告発を行うものである。